

(2) 騒音・振動・悪臭の防止

ア 騒音に係る環境基準

(ア) 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間の区分		類型指定地域（概要）
	昼間	夜間	
	(午前6時～午後10時)	(午後10時～午前6時)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

*各類型をあてはめる地域は、市の区域は市長が、町村の区域は都道府県知事が指定する。

*環境基準に特に静穏を要する地域としてAA類型が定められているが、本県に対象となる指定地域はない。

(イ) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

(注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

イ 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		
	昼間	夜間	
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	幹線交通を担う道路に近接する区域については 昼間 75 デシベル 夜間 70 デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

(注) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた地域をいう。

(平成12年千葉県告示第263号)

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域（区域の概要：住居専用地域等）
- 2 b区域 主として住居の用に供される地域（区域の概要：住居地域・準住居地域等）
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（区域の概要：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等）

ウ 振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されて、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

エ 騒音規制法に基づく規制

(ア) 騒音規制法に基づく指定地域図



指定市町村

都市計画法の用途地域を指定	銚子市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町

※市の区域は市長が地域を指定しています。

(イ) 騒音規制法に基づく規制基準

区域区分	時間区分		
	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から午前8時まで及び 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌朝の 午前6時まで
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

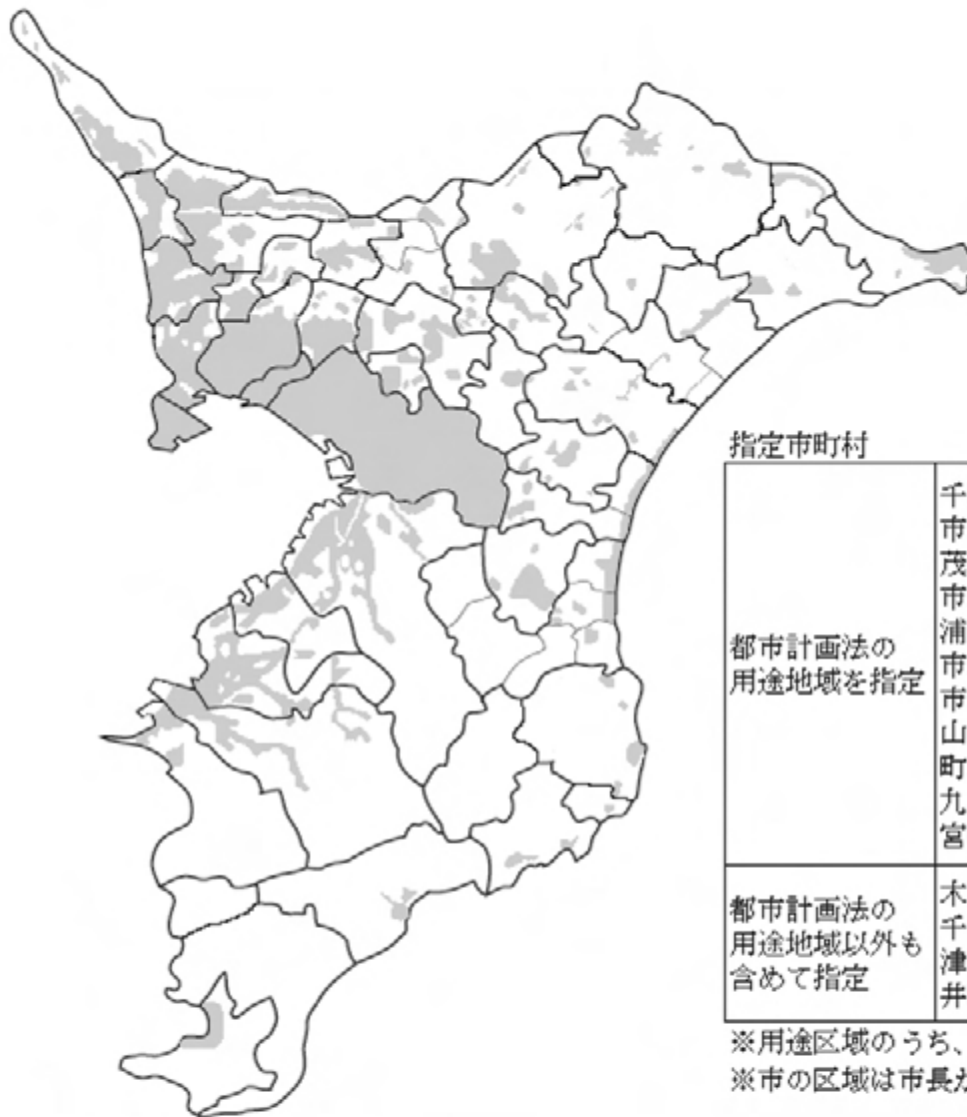
(注) 1. 区域の区分は市町村ごとにおおむね次のように定められています。

- 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- 第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- 第4種区域：工業地域、工業専用地域

- 2. 第2種、第3種及び第4種のうち、学校、保健所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベル減じた値です。
- 3. 市の区域は市長が基準を定めています。

オ 振動規制法に基づく規制

(ア) 振動規制法に基づく指定地域図



(イ) 振動規制法に基づく規制基準

区域区分	時間区分	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から午前8時まで)
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1. 区域の区分は市町村ごとにおおむね次のように定められています。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2. 第1種及び第2種において、学校、保健所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベル減じた値です。
3. 市の区域は市長が基準を定めています。

(イ) 自動車騒音要請限度調査結果

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	近接空間※	測定位置(m)			等価騒音レベル(dB)		要請限度判定
						車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間	
県道1号(市川松戸線)	市川市国府台2丁目	a	H24.3.13~ H24.3.16	2	1	5.0	3.4	1.2	67	68	○
県道6号(市川浦安線)	市川市末広1丁目	b	H23.12.12~ H23.12.15	4	1	4.9	2.3	1.2	72	68	○
東関東自動車道 国道357号	船橋市日の出1-16	c	H23.8.9~ H23.8.11	6 4	1	3.5	0.5	1.2	65	65	○
国道14号	船橋市宮本2-15-5	c	H23.7.12~ H23.7.14	2	1	3.0	0	1.2	66	66	○
国道16号	船橋市小室町902	a	H23.5.18~ H23.5.20	4	1	9.7	0	1.2	65	63	○
国道296号	船橋市滝台1-1-20	b	H24.1.11~ H24.1.13	2	1	2.8	0	1.2	69	69	○
国道296号	船橋市東船橋5-7-7	b	H23.11.8~ H23.11.10	4	1	2.0	-6.0	1.2	68	66	○
県道8号(船橋我孫子線)	船橋市米ヶ崎町509-8	b	H24.2.7~ H24.2.9	2	1	2.0	0	1.2	72	72	×
県道59号(市川印西線)	船橋市藤原1-4	b	H23.6.22~ H23.6.24	2	1	1.5	0	1.2	69	68	○
県道180号(松戸原木線)	船橋市古作2-1	b	H23.10.5~ H23.10.7	2	1	2.5	0	1.2	71	70	○
国道16号	木更津市請西1-5-14	b	H24.2.14~ H24.2.16	4	1	3.3	0	1.5	75	70	○
国道127号	木更津市桜井984-3	b	H24.2.2、 H24.2.7~8	5	1	5.5	0	1.5	72	67	○
県道166号線 (馬来田停車場富岡線)	木更津市茅野239-7	b	H24.1.25~26、 H24.1.31	2	1	1.4	0.5	1.5	69	62	○
市道133号線	木更津市畑沢1053-12	a	H24.1.17~ H24.1.19	2	1	3.2	1.6	3.5	67	62	○
国道6号	松戸市松戸558-2	b	H23.11.28~ H23.12.1	4	1	3.0	0	2.0	74	74	×
国道6号	松戸市二ツ木地先	b	H23.11.14~ H23.11.17	4	1	2.0	0	2.0	74	73	×
国道6号	松戸市上本郷2234-5	c	H23.11.28~ H23.12.1	4	1	2.0	0	2.0	77	75	×
県道1号(市川松戸線)	松戸市上矢切299-1	b	H23.11.14~ H23.11.17	2	1	3.5	0	2.0	66	63	○
国道51号	成田市花崎町760	b	H23.11.15~ H23.11.17	4	1	5.9	0	1.2	71	69	○
国道408号	成田市土屋726	b	H23.11.15~ H23.11.17	4	1	4.5	0	1.2	71	69	○
県道62号(成田松尾線)	成田市本三里塚153-1	b	H23.11.15~ H23.11.17	2	1	4.2	0	1.2	70	66	○
市道郷部線	成田市中台5-2	a	H23.11.15~ H23.11.17	4	1	5.3	0	1.2	70	65	○
国道296号	佐倉市白銀2丁目	b	H24.1.16~ H24.1.19	2	1	5.8	0	1.2	68	65	○
国道296号	佐倉市井野町60番地	c	H24.1.16~ H24.1.19	2	1	2.3	0	1.2	68	67	○
市道I-9号	佐倉市新臼井田25番地	b	H24.1.16~ H24.1.19	2	0	0.9	-2.4	1.2	68	67	○
東関東自動車道路 国道357号線	習志野市谷津3-25	a	H23.11.8~ H23.11.10	10 6 4	0	440	430	1.2	50	47	○
東関東自動車道路 国道357号線	習志野市秋津4-20	a	H23.11.29~ H23.12.1	10 6 4	0	100	90.0	1.2	54	50	○
東関東自動車道路 国道357号線	習志野市秋津5-20	a	H24.2.14~ H24.2.16	10 6 4	0	100	90.0	1.2	56	50	○
東関東自動車道路 国道357号線	習志野市香澄5-16	a	H23.11.29~ H23.12.1	10 6 4	0	100	88.0	1.2	58	51	○
東関東自動車道路 国道357号線	習志野市谷津3-30	b	H24.2.21~ H24.2.23	10 6 4	0	160	150	1.2	54	51	○
京葉道路	習志野市袖ヶ浦6-1	b	H24.2.21~ H24.2.23	4	1	3.0	0	1.2	58	56	○
国道14号	習志野市谷津2-20	b	H24.1.31~ H24.2.2	2	1	1.0	0	1.2	69	66	○
国道296号	習志野市谷津5-36	b	H24.2.7~ H24.2.9	4	1	7.5	0	1.2	69	67	○
船橋都計3.1.3	習志野市谷津3-30	b	H24.2.21~ H24.2.23	2	0	54.0	40.0	1.2	54	51	○
都計3.3.2	習志野市秋津4-20	b	H24.2.14~ H24.2.16	4	1	3.5	0	1.2	68	62	○
都計3.3.3	習志野市秋津3-5	b	H24.2.21~ H24.2.23	4	1	3.5	0	1.2	67	63	○

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	近接空間※	測定位置(m)			等価騒音レベル(dB)		要請限度判定
						車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間	
都計3.4.12	習志野市東習志野6-18	c	H24.1.17~ H24.1.19	2	1	3.0	0	1.2	69	64	○
県道57号(千葉鎌ヶ谷松戸線)	習志野市実初4-4	c	H24.1.17~ H24.1.19	2	1	0	-3.4	1.2	69	65	○
県道69号(長沼船橋線)	習志野市大久保4-5-20	b	H24.2.28~ H24.3.1	2	1	1.0	0	1.2	69	67	○
市道00-011	習志野市本大久保2-4	a	H23.12.13~ H23.12.15	2	1	3.0	0	1.2	68	63	○
国道6号	柏市柏344-1	b	H23.11.28~ H23.11.30	4	1	7.7	5.7	1.2	71	70	○
国道16号	柏市柏1367	b	H23.11.28~ H23.11.30	4	1	4.5	2.0	1.2	75	74	×
国道297号	市原市藤井1	b	H23.10.25~ H23.10.28	2	1	1.2	0.7	1.5	71	67	○
国道297号	市原市五所	c	H23.11.15~ H23.11.18	4	1	6.3	0.3	1.5	71	67	○
県道24号(千葉鴨川線)	市原市迎田	c	H23.10.18~ H23.10.21	4	1	3.3	0.8	1.5	69	64	○
国道6号線	流山市向小金1-301	b	H24.2.14~ H24.2.17	4	1	2.0	0	1.2	73	72	×
県道5号(松戸野田線)	流山市三輪野山3-1-8	b	H24.2.14~ H24.2.17	4	1	3.6	0	1.2	70	65	○
県道5号(松戸野田線)	流山市東深井31-4	b	H24.2.14~ H24.2.17	2	1	1.4	0	1.2	72	68	○
県道5号(松戸野田線)	流山市流山2-312	c	H24.2.14~ H24.2.17	2	1	3.0	0	1.2	73	72	×
市道102号線	流山市西初石4-1411-2	a	H24.2.14~ H24.2.17	2	1	3.5	0	1.2	69	64	○
市道211号線	流山市江戸川台西3-31	a	H24.2.14~ H24.2.17	2	1	1.1	0	1.2	66	60	○
市道251号線	流山市前ヶ崎484-12	-	H24.2.14~ H24.2.17	1	1	1.4	0	1.2	67	59	○
市道274号線	流山市青田38	-	H24.2.14~ H24.2.17	2	1	3.5	0	1.2	70	65	○
国道16号線	八千代市米本2145-1	b	H24.1.16~ H24.1.19	4	1	6.0	5.0	1.3	76	74	×
国道296号線	八千代市大和田785	c	H24.1.30~ H24.2.2	2	1	0	0	1.3	71	71	×
一般国道6号	我孫子市我孫子1082-3	b	H23.12.12~ H23.12.18	4	1	3.6	0	1.5	71	65	○
一般国道356号	我孫子市高野山555-1-1	b	H24.2.21~ H24.2.27	2	1	2.7	0	1.5	65	51	○
一般国道356号	我孫子市下ヶ戸610-3	b	H24.1.16~ H24.1.23	2	1	1.6	0.2	1.5	74	70	○
県道8号線(船橋・我孫子線)	我孫子市泉17-39	b	H23.5.23~ H23.5.30	4	1	4.0	9.0	1.5	70	67	○
市道3・5・15線	我孫子市若松26-4	b	H23.6.14~ H23.6.21	2	1	4.0	0.3	1.5	69	65	○
市道3・5・15線	我孫子市新々田122-2	b	H23.7.6~ H23.7.12	2	1	3.6	-0.3	1.5	63	57	○
県道君津鴨川線	君津市内箕輪1-1地先	b	H23.4.21~ H24.4.27	2	1	4.0	0	1.5	69	62	○
県道加茂木更津線	君津市末吉437地先	b	H23.4.21~ H24.4.27	2	1	3.0	0	1.5	69	61	○
県道荻作君津線	君津市三直587地先	b	H23.4.21~ H24.4.27	2	1	2.0	0	1.5	70	64	○
一般国道16号	富津市大堀79	c	H24.3.23~ H24.3.27	2	1	1.0	1.0	1.0	59	52	○
国道357号線 首都高速湾岸線	浦安市東野1-8	b	H23.12.8~ H23.12.10	4 6	1	5.2	0	1.2	75	73	×
国道357号線 首都高速湾岸線	浦安市弁天4-21	b	H23.12.8~ H23.12.10	4 6	1	5.1	0	1.2	74	72	×
県道6号(市川浦安線)	浦安市北栄2-15	b	H23.12.8~ H23.12.10	4	1	4.4	0	1.2	67	64	○
県道242号(浦安停車場線)	浦安市北栄3-27	b	H23.12.8~ H23.12.10	4	1	6.1	0	1.2	71	68	○
市道5号線	浦安市今川4-12	b	H23.12.8~ H23.12.10	4	1	4.3	0	1.2	69	66	○
市道6号線	浦安市舞浜2-46	b	H23.12.8~ H23.12.10	6	1	5.3	0	1.2	66	63	○
市道6号線	浦安市舞浜3-19	b	H23.12.8~ H23.12.10	6	1	4.3	0	1.2	62	58	○
市道9号線	浦安市日の出4-1	c	H23.12.8~ H23.12.10	4	1	11.6	0	1.2	60	55	○
国道409号	袖ヶ浦市横田2661	c	H23.11.15~ H23.11.17	2	1	1.0	0.5	1.2	70	64	○

(備考) ※近接空間コード

1: 測定地点が道路の近接空間に位置する 0: 測定地点が道路の近接空間に位置しない

(ウ) その他の自動車騒音調査

路線名	測定地点の住所	環境基準 類型	車線 数合計	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)	
					車道端 からの 距離	道路敷 地境界 からの 距離	地上 高さ	昼間	夜間
国道357号線	市川市塩浜3丁目	C	5	H24.2.2 ~ H24.2.3	4.5	1.0	1.2	70	67
県道15号(千葉船橋海浜線)	習志野市芝園2-1	C	4	H24.2.14 ~ H24.2.16	15	0	1.2	63	59
県道24号(千葉鴨川線)	袖ヶ浦市野里1503	-	2	H23.10.26 ~ H23.10.28	1.5	0.6	1.2	69	64
県道千葉ニュータウン南環状線	印西市高花2-6	A	4	H23.11.7 ~ H23.11.10	4.2	0	1.2	66	60

(備考) 測定実施主体は測定地点の住所が所在する市

キ 道路振動実態調査結果

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	道路構造※	測定位置 (m)		振動レベル 80%レンジの上端値		要請 限度 判定
						車道端 からの 距離	道路敷地 境界から の距離	昼間	夜間	
一般国道16号線 京葉道路	千葉市若葉区加曾利町	1	H24.1.26~H24.1.27	4 8 4	4	14.1	0	44	41	○
一般国道357号線 東関東自動車道	千葉市美浜区浜田1丁目	1	H24.1.12~H24.1.13	4 10 6	1	5.0	0	43	41	○
一般国道14号線	千葉市花見川区幕張町5丁目	2	H24.1.12~H24.1.13	5	1	8.4	0	45	41	○
一般国道16号線	千葉市稲毛区園生町	2	H23.12.12~H23.12.13	4	1	4.1	0	50	52	○
一般国道51号線	千葉市若葉区若松町	1	H24.1.26~H24.1.27	4	1	6.3	0	49	47	○
一般国道126号線	千葉市中央区都町2丁目	2	H24.1.31~H24.2.1	2	1	5.5	0	40	35	○
一般国道357号線	千葉市中央区今井3丁目	1	H23.12.15~H23.12.16	4	1	4.0	0	45	43	○
県道14号(千葉茂原線)	千葉市緑区古市場町	1	H24.1.17~H24.1.18	4	1	3.1	0	46	41	○
県道20号(千葉大綱線)	千葉市中央区仁戸名町	1	H24.1.17~H24.1.18	2	1	2.3	0	52	48	○
県道69号(長沼船橋線)	千葉市花見川区積橋町	1	H23.12.12~H23.12.13	2	1	2.7	0	51	52	○
県道72号(六川天戸線)	千葉市花見川区朝日ヶ丘5丁目	1	H24.2.2~H24.2.3	2	1	2.0	0	45	39	○
市道新港六川線	千葉市美浜区新港	2	H24.1.24~H24.1.25	4	1	3.9	0	51	48	○
市道中央赤井町線	千葉市中央区末広3丁目	1	H23.12.15~H23.12.16	4	1	3.8	0	40	36	○
市道千葉臨海線	千葉市美浜区磯辺2丁目	1	H24.1.24~H24.1.25	4	1	32.5	1	45	40	○
主要地方道長沼船橋線	千葉市花見川区積橋町1560地先	1	H23.5.18~H23.5.19	2	1	1.5	4.8	54	52	○
市道都賀駅大草町線	千葉市若葉区小倉台7-3-1地先	1	H23.5.25~H23.5.26	4	1	3.3	0.7	50	41	○
市道若松町・金親町線	千葉市若葉区小倉町1667-16番地先	1	H24.3.14~H24.3.15	2	1	2.8	0.2	46	38	○
県道1号(市川松戸線)	市川市国府台2丁目	1	H23.11.28~H23.12.1	2	1	5.0	3.4	56	56	○
県道6号(市川浦安線)	市川市末広1丁目	1	H23.12.12~H23.12.15	4	1	4.9	2.3	46	40	○
国道357号 東関東自動車道	船橋市日の出1-16	2	H23.8.9~H23.8.11	6 4	2 1	3.5	0.5	46	44	○
国道14号	船橋市宮本2-15-5	2	H23.7.12~H23.7.14	2	1	3.0	0	39	39	○
国道16号	船橋市小室町902	1	H23.5.18~H23.5.20	4	1	9.7	0	54	54	○
国道296号	船橋市滝台1-1-20	1	H24.1.11~H24.1.13	2	1	2.8	0	45	43	○
国道296号	船橋市東船橋5-7-7	1	H23.11.8~H23.11.10	4	1	2.0	-6.0	45	46	○
県道8号(船橋我孫子線)	船橋市米ヶ崎町509-8	1	H24.2.7~H24.2.9	2	1	2.0	0	45	45	○
県道59号(市川印西線)	船橋市藤原1-4	1	H23.6.22~H23.6.24	2	1	1.5	0	51	49	○
県道180号(松戸原木線)	船橋市古作2-1	1	H23.10.5~H23.10.7	2	1	2.5	0	50	50	○
国道16号	木更津市請西1-5-14	1	H24.2.14~H24.2.17、20	4	1	3.3	0	52	43	○
国道127号	木更津市桜井984-3	-	H24.2.2~3、H24.2.6~8	5	1	5.5	0	52	43	○
県道166号 (馬来田停車場富岡線)	木更津市茅野239-7	1	H24.1.25~H24.1.27 H24.1.30~31	2	1	0.9	0	46	34	○
市道133号線	木更津市畑沢1053-12	1	H24.1.17~H24.1.20、23	2	1	1.6	0	30	30	○
国道6号	松戸市二ツ木地先	1	H23.11.14~H23.11.15	4	1	2.0	0	49	48	○
国道6号	松戸市松戸558-2	1	H23.11.28~H23.11.29	4	1	3.0	0	54	51	○
国道6号	松戸市上本郷2234-5	2	H23.11.30~H23.12.1	4	1	2.0	0	49	48	○
県道1号(市川松戸線)	松戸市上矢切299-1	1	H23.11.16~H23.11.17	2	1	3.5	0	49	43	○
国道51号	成田市花崎町760	1	H23.11.15~H23.11.16	4	1	5.9	0	41	39	○
国道408号	成田市土屋726	1	H23.11.15~H23.11.16	4	1	4.5	0	41	37	○
県道62号(成田松尾線)	成田市本三里塚153-1	1	H23.11.15~H23.11.16	2	1	4.2	0	51	43	○
市道郷部線	成田市中台5-2	1	H23.11.15~H23.11.16	4	1	5.3	0	40	34	○
国道296号	佐倉市白銀2丁目	1	H24.1.18~H24.1.19	2	1	5.8	0	40	34	○
国道296号	佐倉市井野町60番地	2	H24.1.18~H24.1.19	2	1	2.3	0	48	46	○
市道I-9号	佐倉市新臼井田25番地	1	H24.1.18~H24.1.19	2	1	0.9	-2.4	42	36	○
京葉道路	習志野市袖ヶ浦6-1	1	H24.2.21	4	3	3.0	0	41	38	○
国道14号	習志野市谷津2-20	1	H24.1.31	2	1	1.0	0	48	44	○
国道296号	習志野市谷津5-36	1	H24.2.7	4	1	7.5	0	50	49	○
県道69号(長沼船橋線)	習志野市大久保4-5-20	1	H24.2.28	2	1	1.0	0	43	40	○
都計3.3.2	習志野市秋津4-20	1	H24.2.14	4	1	3.5	0	41	37	○
都計3.4.12	習志野市東習志野6-18	2	H24.1.17	2	1	3.0	0	46	42	○
国道6号	柏市柏344-1	1	H23.11.30~H23.12.1	4	1	7.7	5.7	55	54	○
国道16号	柏市柏1367	1	H23.11.30~H23.12.1	4	1	4.5	2.0	55	55	○
県道24号(千葉鴨川線)	市原市迎田	2	H23.10.18~H23.10.21	4	1	3.3	0.8	42	36	○
国道297号	市原市藤井1	1	H23.10.25~H23.10.28	2	1	1.2	0.7	45	36	○
国道297号	市原市五所	2	H23.11.15~H23.11.18	4	1	6.3	0.3	44	36	○
国道6号線	流山市向小金1-301	1	H24.2.14~H24.2.17	4	1	2.0	0	54	53	○
県道5号(松戸野田線)	流山市三輪野山3丁目1-8	1	H24.2.14~H24.2.17	4	1	3.6	0	47	40	○
県道5号(松戸野田線)	流山市東深井31-4	1	H24.2.14~H24.2.17	2	1	1.4	0	42	36	○
県道5号(松戸野田線)	流山市流山2丁目312	2	H24.2.14~H24.2.17	2	1	3.0	0	49	47	○
市道102号線	流山市西初石4-1411-2	1	H24.2.14~H24.2.17	2	1	3.5	0	47	40	○
市道211号線	流山市江戸川台西3-31	1	H24.2.14~H24.2.17	2	1	1.1	0	52	41	○
市道251号線	流山市前ヶ崎484-12	-	H24.2.14~H24.2.17	1	1	1.4	0	47	33	-
市道274号線	流山市青田38	-	H24.2.14~H24.2.17	2	1	3.5	0	45	38	-
国道16号線	八千代市米本2145-1	2	H24.1.16~H24.1.17	4	1	6.0	5.0	59	57	○
国道296号線	八千代市大和田785	2	H24.1.30~H24.1.31	2	1	0	0	53	50	○
国道6号	我孫子市我孫子1082-3	1	H23.12.12~H23.12.18	4	3	3.6	0	51	49	○
国道356号	我孫子市高野山346-5	1	H24.2.21~H24.2.27	2	1	2.7	0	47	40	○
国道356号	我孫子市下ヶ戸610-3	1	H24.1.16~H24.1.23	2	1	1.6	0.2	46	48	○
県道8号(船橋我孫子線)	我孫子市泉17-39	1	H23.5.23~H23.5.30	4	1	4.0	9.0	43	39	○
市道3・5・15線	我孫子市若松26-4	1	H23.6.14~H23.6.21	2	1	4.0	0.3	52	44	○
市道3・5・15線	我孫子市新々田122-2	1	H23.7.6~H23.7.12	2	1	3.6	-0.3	39	30	○

道路名	測定場所	区域の区分	測定年月日	車線数	道路構造※	測定位置 (m)		振動レベル 80%レンジの上端値		要請 限度 判定
						車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	昼間	夜間	
県道92号(君津鴨川線)	君津市内箕輪1-1地先	1	H23.4.21~H23.4.27	2	1	4.0	0	43	35	○
県道164号(荻作君津線)	君津市三直587地先	1	H23.4.21~H23.4.27	2	1	2.0	0	43	35	○
国道16号	富津市大堀79	2	H24.3.26	2	1	1.0	1.0	42	38	○
国道357号線 首都高速湾岸線	浦安市弁天4-21	1	H23.12.8~H23.12.10	4 6	1 2	5.1	0	44	43	○
国道357号線 首都高速湾岸線	浦安市東野1-8	1	H23.12.8~H23.12.10	4 6	1 2	5.2	0	50	49	○
県道6号(市川浦安線)	浦安市北栄2-15	1	H23.12.8~H23.12.10	4	1	4.4	0	40	35	○
県道242号(浦安停車場線)	浦安市北栄3-27	1	H23.12.8~H23.12.10	4	1	6.1	0	44	38	○
市道5号線	浦安市今川4-12	1	H23.12.8~H23.12.10	4	1	4.3	0	52	49	○
市道6号線	浦安市舞浜2-46	1	H23.12.8~H23.12.10	6	1	5.3	0	44	42	○
市道6号線	浦安市舞浜3-19	1	H23.12.8~H23.12.10	6	1	4.3	0	41	38	○
市道9号線	浦安市日の出4-1	2	H23.12.8~H23.12.10	4	1	11.6	0	46	37	○
国道16号線	袖ヶ浦市神納1146-1	1	H23.12.14~H23.12.15	4	1	3.0	0.9	50	44	○
国道409号線	袖ヶ浦市横田2661	2	H23.11.16~H23.11.17	2	1	1.0	0.5	43	32	○
県道24号線(千葉鴨川線)	袖ヶ浦市野里1503	-	H23.10.26~H23.10.27	2	1	1.5	0.6	46	31	-
県道190号 (千葉ニュータウン南環状線)	印西市高花2-6	1	H23.11.7~H23.11.10	4	1	4.2	0	35	27	○

(備考) ※ 道路構造コード 1:平面 2:高架 3:盛土

ク 航空機騒音に係る環境基準と地域類型の指定状況

(ア) 環境基準

48年12月27日	環告154
改正 5年10月28日	環告91
改正12年12月14日	環告78
改正19年12月17日	環告114

地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(備考) 平成19年12月17日環境省告示第114号によって、環境基準の評価がWECPNLから L_{den} に改正され、平成25年4月1日から下表の基準が適用されます。

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(イ) 地域類型指定

53年8月29日千葉県告示第695号
改正3年11月29日千葉県告示第1017号
改正8年4月1日千葉県告示第441号
改正13年5月11日千葉県告示第592号

飛行場名	環境基準をあてはめる市町村	地域類型のあてはめ
成田国際空港	成田市、富里市、栄町、下総町、大栄町、多古町、光町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町	I 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域（工業団地を除く） II 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地。 ※工業専用地域及び空港・飛行場の敷地を除く。
東京国際空港(羽田)及び木更津飛行場	木更津市、君津市	
下総飛行場	船橋市、鎌ヶ谷市、沼南町、及び白井市の一部	

※平成13年5月11日現在における市町村名及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項及び第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域である。

ケ 成田国際空港周辺航空機騒音（23年度）

（ア）成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（空港北側）

区分	連番	局 No	所在地	測定局名	環境基準 の類型※1	WECPNL			騒音レベルdB(A)		測定機数 年平均 機数/日	WECPNL 22年度 年平均	騒音 区域 ※3	管理者
						年平均	適合状況 ※2	日最大	年平均	最大				
A北側 コース 直下	1	15	成田市	荒海	I 類型	73.7	×	79.5	75.8	90.8	164	74.2	第1種	NAA
	2	16	成田市	荒海橋本	I 類型	73.4	×	79.9	75.7	93.1	161	73.9	第1種	成田市
	3	17	成田市	芦田(成田市)	I 類型	74.7	×	79.5	76.8	93.1	166	75.3	第1種	成田市
	4	18	成田市	西和泉	I 類型	76.6	×	82.7	78.9	94.4	161	77.1	第2種	千葉県
	5	19	成田市	16R	適用除外	88.3		94.3	89.6	109.4	194	88.5	無指定	NAA
B北側 コース 直下	6	20	成田市	西大須賀	I 類型	71.3	×	76.3	73.4	89.7	190	72.0	第1種	NAA
	7	21	成田市	四谷	I 類型	68.9	○	74.4	70.2	87.8	226	69.7	第1種	千葉県
	8	22	成田市	高倉	I 類型	74.7	×	80.2	76.2	91.9	222	75.7	第1種	千葉県
	9	23	成田市	土室(千葉県)	I 類型	79.3	×	85.0	81.2	98.5	206	80.4	第1種	千葉県
	10	24	成田市	16L	I 類型	85.8	×	90.8	86.5	107.2	268	87.0	第2種	NAA
A北側 コース 西	11	25	栄町	矢口	I 類型	61.2	○	66.7	64.8	80.6	119	61.6	無指定	千葉県
	12	26	成田市	竜台	I 類型	64.3	○	70.2	67.9	81.9	119	65.1	無指定	成田市
	13	27	成田市	北羽鳥	I 類型	68.4	○	73.6	71.4	86.8	138	68.8	無指定	成田市
	14	28	成田市	北羽鳥北部	I 類型	66.4	○	70.9	69.6	84.3	131	66.8	無指定	成田市
	15	29	成田市	長沼	I 類型	68.1	○	73.3	70.8	88.4	147	68.8	無指定	成田市
	16	30	成田市	芦田(NAA)	I 類型	69.0	○	73.9	71.3	86.7	158	69.3	無指定	NAA
	17	31	成田市	押畑	I 類型	62.0	○	67.7	65.6	84.8	121	62.3	無指定	千葉県
	18	32	成田市	赤荻	I 類型	71.3	×	76.0	73.7	89.3	158	71.3	第1種	成田市
	19	33	成田市	下金山	I 類型	64.5	○	70.4	69.0	80.0	94	64.6	無指定	成田市
	20	34	成田市	野毛平	I 類型	72.6	×	78.1	75.2	90.9	147	72.8	第1種	成田市
	21	35	成田市	馬場	I 類型	67.7	○	74.1	71.3	85.9	121	67.7	無指定	成田市
B北側 コース 東	22	36	成田市	猿山	I 類型	57.2	○	65.0	62.4	84.6	71	57.1	無指定	成田市
	23	37	成田市	滑川	I 類型	65.7	○	70.7	68.2	85.4	170	66.3	第1種	千葉県
	24	38	成田市	内宿	I 類型	62.7	○	68.2	65.0	81.8	160	62.8	第1種	NAA
	25	39	成田市	土室(NAA)	I 類型	65.0	○	69.8	67.0	86.7	178	65.0	第1種	NAA
	26	40	成田市	大室(成田市)	I 類型	66.3	○	71.4	68.4	88.2	167	66.2	第1種	成田市
北側谷 間地区	27	41	成田市	新川	I 類型	67.3	○	72.0	68.6	82.5	202	67.7	無指定	千葉県
	28	42	成田市	水掛	I 類型	66.4	○	71.7	67.9	84.2	188	66.5	無指定	成田市
	29	43	成田市	磯部	I 類型	69.0	○	73.5	71.3	85.4	157	69.6	第1種	成田市
	30	44	成田市	幡谷	I 類型	66.5	○	71.6	68.0	84.2	201	66.7	無指定	成田市
	31	45	成田市	飯岡	I 類型	71.6	×	76.5	73.0	87.2	196	71.9	第1種	NAA
	32	46	成田市	大生	I 類型	71.5	×	76.2	73.6	89.0	166	71.9	第1種	成田市
	33	47	成田市	成毛	I 類型	66.3	○	71.2	69.1	85.1	132	66.1	無指定	成田市
	34	48	成田市	野毛平工業団地	適用除外	71.4		76.1	73.9	88.6	149	71.7	第1種	成田市

（イ）成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（空港側方）

区分	連番	局 No	所在地	測定局名	環境基準 の類型※1	WECPNL			騒音レベルdB(A)		測定機数 年平均 機数/日	WECPNL 22年度 年平均	騒音 区域 ※3	管理者
						年平均	適合状況 ※2	日最大	年平均	最大				
空港 側方	35	49	成田市	遠山	I 類型	71.7	×	77.5	73.2	89.7	193	71.9	第1種	成田市
	36	50	富里市	大和	I 類型	58.8	○	66.4	65.7	85.7	44	59.0	無指定	千葉県
	37	51	成田市	本三里塚	I 類型	73.3	×	79.0	74.4	90.0	210	73.7	第1種	成田市
	38	52	成田市	三里塚小学校	I 類型	73.7	×	77.6	74.0	91.1	253	73.8	第1種	NAA
	39	53	成田市	御料牧場記念館	I 類型	69.3	○	73.0	70.5	88.1	199	69.4	無指定	成田市
	40	54	成田市	三里塚住宅	I 類型	77.4	×	80.7	77.1	92.4	288	77.4	第1種	NAA
	41	55	成田市	本城	I 類型	70.2	×	75.0	71.1	84.6	206	70.3	無指定	成田市
	42	56	成田市	堀之内	I 類型	70.3	×	74.7	71.9	90.0	182	70.6	第1種	成田市
	43	57	成田市	大室(NAA)	I 類型	67.4	○	73.9	68.3	89.6	224	67.4	第1種	NAA
	44	58	成田市	新田(NAA)	I 類型	67.3	○	74.4	68.0	88.7	219	68.0	第1種	NAA
	45	59	成田市	新田(成田市)	I 類型	67.9	○	75.2	68.5	90.0	208	68.7	第1種	成田市
	46	60	多古町	一畝田	I 類型	62.0	○	70.0	63.4	84.9	153	63.2	第1種	NAA
	47	61	芝山町	梅ノ木	I 類型	62.1	○	68.5	64.4	85.0	149	62.7	無指定	千葉県
	48	62	芝山町	芝山千代田	I 類型	67.0	○	73.2	67.5	84.1	229	67.5	無指定	NAA
	49	63	芝山町	菱田	I 類型	69.0	○	73.7	69.5	87.2	237	69.5	第1種	芝山町
	50	64	芝山町	大里	I 類型	68.5	○	75.5	69.0	87.4	232	69.0	無指定	芝山町

(ウ) 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（空港南側）

区分	連番	局 No	所在地	測定局名	環境基準 の類型※1	WECPNL			騒音レベルdB(A)		測定機数 年平均 機数/日	WECPNL 22年度 年平均	騒音 区域 ※3	管理者
						年平均	適合状況 ※2	日最大	年平均	最大				
A南側 コース 直下	51	65	芝山町	34L	適用除外	88.3		92.3	90.4	106.2	170	89.6	無指定	NAA
	52	66	芝山町	大台	適用除外	79.1		82.5	81.4	97.4	160	80.0	第3種	千葉県
	53	67	芝山町	小池	I 類型	74.8	×	78.0	77.2	91.8	159	75.7	第1種	千葉県
	54	68	芝山町	芝山集会場	I 類型	73.3	×	76.3	75.9	91.7	146	74.1	第1種	芝山町
	55	69	横芝光町	中台(千葉県)	I 類型	72.3	×	75.4	75.1	90.0	138	73.6	第1種	千葉県
	56	70	横芝光町	中台(横芝光町)	I 類型	74.1	×	77.5	76.6	89.7	153	74.7	第1種	横芝光町
	57	71	山武市	八田	I 類型	70.8	×	74.4	72.0	88.1	202	71.8	第1種	千葉県
	58	72	山武市	蓮沼	I 類型	66.5	○	70.0	67.9	82.9	187	67.6	無指定	NAA
B南側 コース 直下	59	73	成田市	34R	適用除外	86.5		91.4	91.0	104.7	98	86.6	無指定	NAA
	60	74	芝山町	加茂	I 類型	69.3	○	74.0	72.0	89.1	158	69.8	第1種	千葉県
	61	75	多古町	千田	I 類型	69.3	○	73.5	71.4	85.9	187	70.0	第1種	NAA
	62	76	多古町	牛尾	I 類型	68.1	○	72.4	70.4	84.3	174	68.2	無指定	NAA
	63	77	横芝光町	横芝	I 類型	65.5	○	69.7	67.9	79.1	163	66.0	無指定	NAA
	64	78	横芝光町	上堺	I 類型	65.2	○	69.9	67.9	81.8	145	65.8	無指定	NAA
A南側 コース 西	65	79	成田市	南三里塚	I 類型	72.7	×	77.8	73.7	87.9	211	73.5	第1種	成田市
	66	80	芝山町	牧野西	I 類型	61.6	○	67.3	67.6	81.6	70	62.5	無指定	芝山町
	67	81	芝山町	高田西	I 類型	60.3	○	66.1	67.2	88.1	56	61.0	無指定	芝山町
	68	82	芝山町	芝山	I 類型	66.6	○	71.0	69.3	82.9	144	67.3	第1種	NAA
	69	83	芝山町	芝山町役場	I 類型	69.2	○	73.6	72.0	86.7	145	69.5	第1種	芝山町
	70	84	山武市	山室	I 類型	65.5	○	69.9	67.9	83.0	158	66.1	無指定	NAA
	71	85	山武市	古和	I 類型	62.5	○	67.2	65.4	79.1	139	63.0	無指定	千葉県
	72	86	山武市	蕪木	I 類型	64.7	○	69.0	67.2	81.4	153	65.4	無指定	千葉県
	73	87	山武市	松尾	I 類型	67.0	○	70.7	69.6	82.2	148	67.7	無指定	NAA
	74	88	山武市	上横地	I 類型	59.1	○	63.4	62.2	79.9	140	59.8	無指定	山武市
	75	89	山武市	木戸	I 類型	62.8	○	66.4	65.6	79.4	140	63.3	無指定	千葉県
B南側 コース 東	76	90	芝山町	菱田東	I 類型	65.2	○	69.4	67.8	85.7	152	65.8	第1種	NAA
	77	91	多古町	間倉	I 類型	58.5	○	64.4	62.2	79.6	112	58.9	無指定	多古町
	78	92	多古町	喜多	I 類型	61.6	○	65.3	64.2	80.5	161	62.0	無指定	NAA
	79	93	多古町	船越	I 類型	61.5	○	65.6	64.2	80.6	161	62.3	無指定	千葉県
	80	94	横芝光町	宝米	I 類型	64.9	○	69.4	69.2	82.4	109	65.6	無指定	千葉県
南側谷 間地区	81	95	芝山町	芝山東	I 類型	66.9	○	72.5	68.0	83.3	214	67.6	無指定	NAA
	82	96	芝山町	谷	I 類型	74.4	×	80.5	76.6	93.2	164	75.5	第1種	芝山町
	83	97	芝山町	上吹入	I 類型	67.9	○	74.5	68.6	86.1	237	68.7	無指定	芝山町
	84	98	芝山町	高谷	I 類型	66.7	○	70.1	67.4	80.6	237	67.5	無指定	芝山町
	85	99	芝山町	竜ヶ塚	I 類型	71.7	×	76.2	73.8	88.8	167	73.0	第1種	千葉県
	86	100	横芝光町	牛熊	I 類型	66.5	○	71.0	67.3	82.3	233	67.8	無指定	千葉県
	87	101	横芝光町	中台(NAA)	I 類型	69.2	○	73.9	70.4	84.9	199	70.5	第1種	NAA
	88	102	横芝光町	大総	I 類型	66.9	○	70.1	67.6	80.5	226	68.0	無指定	NAA
	89	103	横芝光町	長倉	I 類型	68.5	○	72.8	69.2	84.4	219	69.8	無指定	千葉県
							環境基準適合局数	58						
						環境基準非適合局数	26							
						適用除外局数	5							
						計	89							
						環境基準適合率(%)	69.0%							

※1 環境基準類型は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定である昭和53年千葉県告示第695号に定めた地域の類型。

環境基準 I 類型 70WECPNL以下

環境基準 II 類型 75WECPNL以下

※2 環境基準適合状況の評価は年平均で行う。

※3 騒音区域は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)で定められる区域。

コ 羽田空港周辺航空機騒音

(ア) 羽田空港周辺固定測定局における騒音測定結果

No.	測定局	環境基準 類型	23 年 度						22 年 度		
			騒音発生回数		WECPNL				WECPNL		
			回数/日	日平均	日最大	70W 超日数	月間	年間	日最大	70W 超日数	年間
1	木更津市貝渕	I	0~458	196	70.0	1	61.9~67.1	65.6	69.9	0	66.1
2	木更津市大久保	I	0~458	270	68.0	0	60.3~65.5	64.0	68.0	0	64.3
3	君津市坂田	I	0~12	0.5	49.7	0	0.0~42.2	35.3	57.5	0	47.1
4	君津市糠田	I	0~336	152	65.6	0	57.5~63.4	61.3	66.8	0	61.7
5	浦安市高洲	—	0~179	98	67.5	0	55.5~58.3	57.1	62.5	0	56.5
6	浦安市当代島	—	0~116	6	60.5	0	33.9~49.8	45.8	64.3	0	47.5
7	木更津市畑沢*	I	0~424	225	69.4	0	60.2~66.9	65.1	70.9	4	65.9

*木更津市設置測定局

(イ) 羽田空港周辺航空機騒音測定結果 (23年度 WECPNL)



サ 下総飛行場周辺航空機騒音

(ア) 下総飛行場周辺固定局における騒音測定結果

(WECPNL)

測定局	23年度			22年度		
	月間値	調査期間平均	年間値	月間値	調査期間平均	年間値
鎌ヶ谷市初富局	64.7～68.5	69.3	66.2	63.1～68.8	65.8	66.5
柏市高柳局	73.3～77.8 [※]	76.2	(74.7) [※]	75.8～79.5 [※]	76.1	(78.0) [※]

(注) 鎌ヶ谷市初富局：滑走路南端から約2km 柏市高柳局：滑走路北端から約1km

※柏市高柳局は、移設に伴い22年12月16日から23年9月26日まで測定を休止したため、22年度の月間値及び年間値は4月1日から12月15日までの間の値、23年度の月間値及び年間値は9月27日から3月31日までの間の値。

(イ) 下総飛行場周辺航空機騒音実態調査結果

調査期間：23年10月14日～10月27日

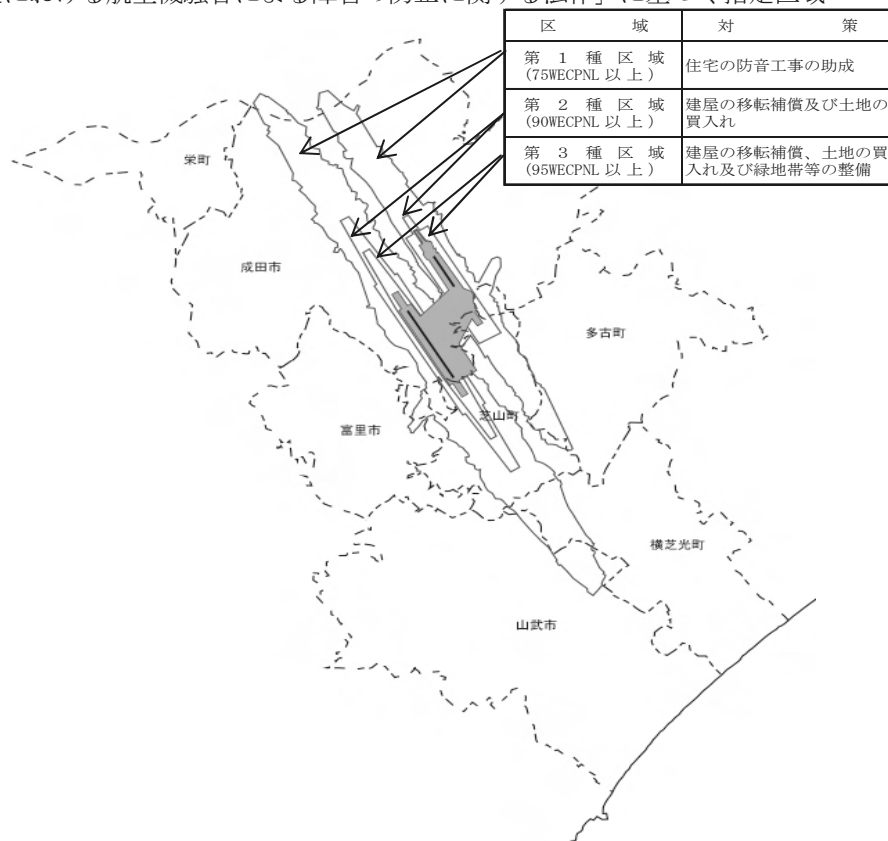
No.	調査地点(施設)名	日平均騒音発生回数	1機ごとの騒音ピークレベルの最大値(dB)	調査期間中のパワー平均(dB)	WECPNL	
					調査期間平均	年間推定値
1	鎌ヶ谷市民体育館	29	104.9	92.7	80.3	77.2
2	鎌ヶ谷小学校	21	86.4	68.0	54.3	51.2
3	富士地区消防小屋	24	83.8	68.1	54.9	51.8
4	わたなべ幼稚園	28	96.4	83.2	70.7	67.6
5	咲が丘小学校 ^{※1}	28	87.0	73.3	60.7	58.5
6	柏市学校給食センター	31	92.3	74.3	62.2	(60.7) ^{※2}
7	沼南老人福祉センター	30	92.8	78.9	66.8	(65.3) ^{※2}
8	塚崎運動場	33	90.7	71.5	59.7	(58.2) ^{※2}
9	藤ヶ谷新田区民館(宮後青年館)	29	89.6	74.9	62.6	(61.1) ^{※2}
10	松戸市クリーンセンター	20	79.0	72.9	58.8	(57.3) ^{※2}

※1：咲が丘小学校の調査期間は23年12月8日～12月21日。

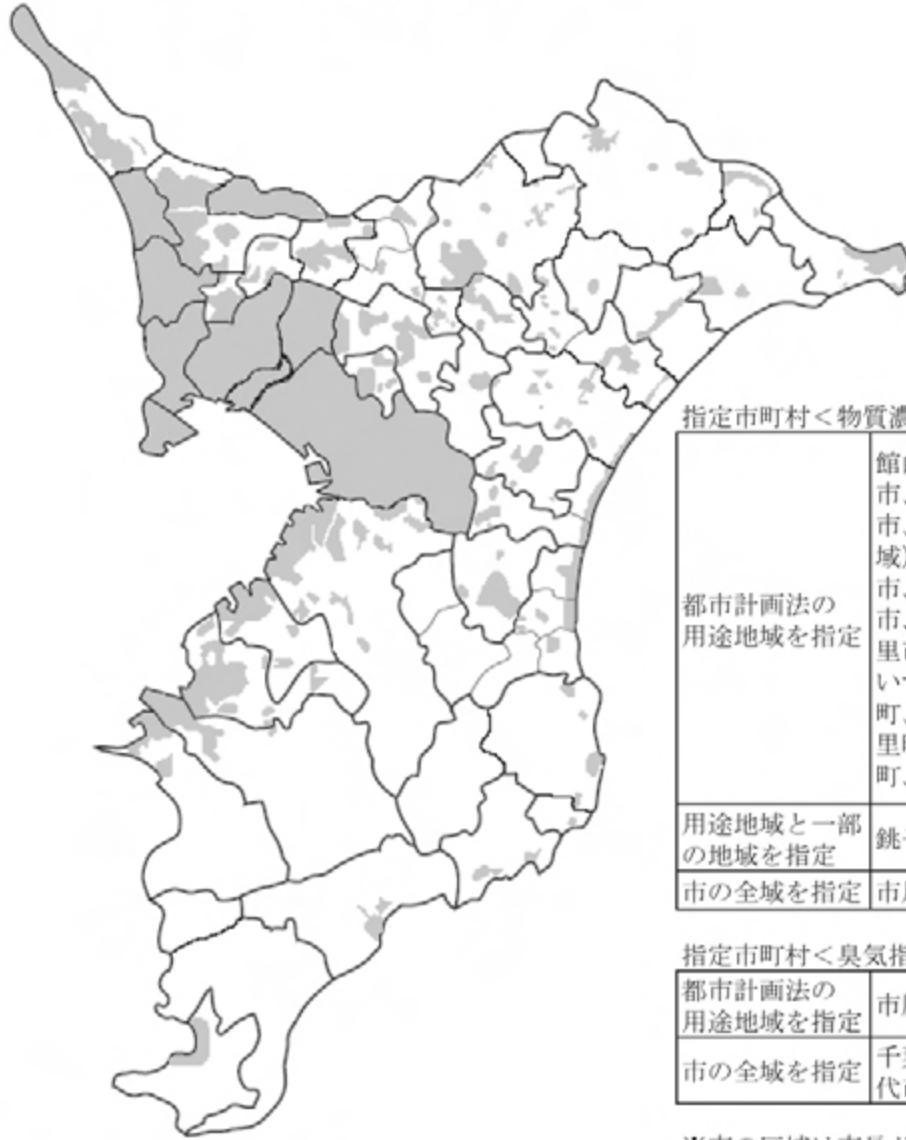
※2：飛行場北側の柏市学校給食センター、沼南老人福祉センター、塚崎運動場、藤ヶ谷新田区民館及び松戸市クリーンセンターのWECPNLの年間推定値は、基準となる柏市高柳局が9月26日まで測定を休止していたため、同局の9月27日から3月31日までの187日間の値を基に参考として推定した。

シ 成田国際空港騒音指定区域図

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律」に基づく指定区域



ス 悪臭防止法に基づく地域指定図



指定市町村<物質濃度規制>

都市計画法の用途地域を指定	館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市（工業専用地域）、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、酒々井町、栄町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町
用途地域と一部の地域を指定	銚子市、野田市、御宿町
市の全域を指定	市川市、船橋市、流山市

指定市町村<臭気指数規制>

都市計画法の用途地域を指定	市原市（工業専用地域以外）
市の全域を指定	千葉市、松戸市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市

※市の区域は市長が地域を指定しています。

セ 特定悪臭物質の規制基準

(ア) 敷地境界

物質名	規制基準 (ppm)	物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(イ) 排出口 (流量の許容限度)

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m$$

q : 流量 (温度0℃、1気圧の状態に換算したm³/時)
 He : 補正された排出口高さ (m)
 Cm : 上記敷地境界での規制基準(ppm)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、の13物質が対象。

(ウ) 排出水

物質名	規制基準 排出水量(m ³ /秒)	規制基準濃度(mg/l)		
		0.001m ³ /秒以下	0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1m ³ /秒を超える
メチルメルカプタン		0.03	0.007	*0.001
硫化水素		0.1	0.02	0.005
硫化メチル		0.3	0.07	0.01
二硫化メチル		0.6	0.1	0.03

(注) 1. *メチルメルカプタンについては、当分の間0.002mg/lとします。
2. 市の区域は市長が基準を定めています。

ソ 臭気指数規制に係る区域区分及び規制基準

区域区分		臭気指数(敷地境界)
AA区域	特に保全を図る地域	10
A区域	住居系地域	12
B区域	工場・商店・住居混在地域	13
C区域	工業系地域	14

(注) 市の区域は市長が基準を定めています。

タ 三点比較式臭袋法による指導目標値(臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場・商店・住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域 (工業団地を除く)	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度